

業債第34号（例）  
2019年4月11日

代 理 店  
国 債 代 理 店 御中  
国債元利金支払取扱店

日 本 銀 行 業 務 局

元号が改められることに伴う「国債元利金課税事務取扱手続」の  
一部改正に関する件

「天皇の退位等に関する皇室典範特例法」（平成29年法律第63号）の施行に際して元号が改められることに伴い、標記規程（平成27年12月4日付業債第40号別紙1）（一部の事務にかかる規定を除き、日本銀行本支店のみに適用する規程です。）の一部を別紙のとおり改正し、2019年5月1日から実施することとしましたので、ご参考までにお知らせします。

代理店等におかれましては、国債の元利金にかかる課税事務について、本規程の関係箇所を適宜参考にして頂きながら、税法その他の関係法令に従い、自行庫・自社所定の方法により、引き続き適切に行って頂きますようお願いいたします。

以 上

「国債元利金課税事務取扱手続」中一部改正

- 313の元金支払通知書の記載例中、「34-06-09」を「4-6-9」に、「34-06-20」を「4-6-20」に、「34.6.20」を「4.6.20」に改める。